

令和5年8月第9回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年8月10日（木）
午前10時05分から午前10時50分
2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員（42人）
会 長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 1番 山懸将伸 2番 岡田耕平 3番 妹尾宗夫 4番 池田 実
5番 太田 明 7番 沼本通明 8番 樋口昌子 9番 入澤靖昭
10番 柴田博行 13番 武村一夫 14番 吉岡 靖 15番 後藤 勤
16番 福島康夫 17番 池本 彰
推進委員 20番 平 義男 21番 梶原啓二 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志
24番 井手宏治 25番 築澤安彦 26番 松下 功 27番 上田房次郎
28番 太安隆文 29番 白石壽平 30番 根本 章 31番 田中秀樹
32番 長尾 修 33番 二宗貴志 34番 高谷明弘 35番 植田浩史
36番 浅田光明 37番 戸田典宏 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫
40番 山中正義 42番 二若正次 43番 高見寛二 44番 佐子ゆかり
45番 筒井一行 46番 清水 晃
4. 欠席委員（4人）
農業委員 6番 池田和道 11番 松本正幸 12番 中山克己
推進委員 41番 池田久美子
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第5 議案第45号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定に
ついて
日程第6 議案第46号 農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定
について
日程第7 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約に
ついて
その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 芦川 徹 事務局次長 渡辺義和 主幹 柴田正人 主事 大塚哲史
福田有子

7. 会議の概要

(午前10時05分 開会)

事務局長 それでは、ただいまから令和5年8月総会を開催させていただきたいと思います。
それでは、会長よりご挨拶をよろしくお願いいたします。

会 長 おはようございます。

お盆のほうも近くなりまして、何かとご多忙中のことというふうに思います。また、生産者の方、お盆に合わせていろんな事を控えて、大変忙しいことと思います。大変ご苦労さまです。台風6号が最初はこちらのほうに来るのではないかというふうに考えていましたけど、何とか西のほうへそれていきました。非常に四国地方も洪水等被害を受けているということでこれらを見守りたいというふうに思います。

委員会のほうも、今年は今回が最初ということでございます。協議の審議のほうをしっかりとやっていただければというふうに思います。いろいろと今事務局のほうから説明がありましたように仕事といいますか、我々に与えられた任務が非常に多いなというふうに感じておられるというふうに思います。これから忙しい農繁期のほうにも向かっていくわけでございます。利用状況調査のほうも毎年でございますから、これから始まるというところで皆さんには非常にご負担をかけるというふうに思いますけど、初めての方はしっかりと慣れていただきまして、あまり慌てずに、分からないところはしっかりと事務局のほうに確認していただければというふうに思います。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、これより8月総会を開会したいと思います。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、総会のほうを進めてまいります。

本日の欠席委員の方は3名いらっしゃいます。6番委員、11番委員、12番委員から欠席の通知をいただいております。遅参の委員の方はいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員は19名中16名でございます。定足数に達しておりますので、8月総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則の第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長よりよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただきますことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 それでは、議事録署名委員は、3番、 委員、4番、 委員を指名いたします。

日程2、議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議

題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。議案第42号、農地法第3条の規定によります許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は9件でございます。農地法第3条第2項の各号におきまして、申請書によって審議いたしました結果、全件とも該当しないため、許可の要件を全て満たしていると考えます。

番号1でございます。

北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、畑3筆928㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんが欠席されていますため、事務局から説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。去る8月2日に譲受人不在のため、譲受人のお父さんにお話を伺っていただいております。また、譲渡人には電話で確認をしていただいております。譲受人は譲渡人のめいに当たります。昨年まで畑を耕作していた方が耕作をやめたため、家庭菜園として耕作するために譲り受けるというものです。譲受人の家族は非農家ですが、家庭菜園を耕作するための管理機、草刈り機等、農機具を所有しておりますので耕作に特に問題ないというふうに判断をされております。その他指摘事項は特にございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

市外の譲渡人が、相手方の要望により、北房の譲受人に、申請農地、田1筆100㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、20番推進委員さんから説明をお願いします。

20番推進委員 議長。

議長 はい、20番推進委員。

20番推進委員 20番の推進委員です。

番号2について、去る7月31日に譲受人に立会いたしまして現地調査を行いました。譲渡人は場所が遠いということで、申請人から連絡してもらっております。権利移転する事由の詳細についてですけれども、譲渡人は土地所有者であります、県外に住んでおり、こちらに帰る予定もないということから、長年田んぼの管理は

譲受人が家庭菜園として管理をしておりました。以前から売買の話が決まっていたけれども、今回の農地法の改正により下限面積要件が廃止となり、申請地の移転の話がまとまりました。譲受人が申請地を売買により取得するものであります。続きまして、譲受人の耕作状況についてでありますけれども、譲受人は少しの農地を現在耕作しておりますけれども、主に農業に従事するようなことはありません。譲受人に話を聞いたところ、宅地に隣接する場所であり、家庭菜園として今後耕作していくという状況でございます。農地面積も小さいながら簡単な農機具等を持っておられまして、管理することができるということでもあります。取得後も、引き続き意欲的に軽作業に従事できるというふうに思います。

以上のとおり農地管理については問題ないと思われまますので、よろしく願いいたします。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号3でございます。

落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆19㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 現地調査を行った結果について、2番委員さんから説明をお願いします。

2番委員 議長。

議 長 はい、2番委員。

2番委員 8月6日に譲受人、譲渡人立会いの下で現地調査を行いました。この譲受人の宅地に隣接している、地目は一応田となっておりますけど現況は畑です。19㎡、非常に小さな畑でございますが、これを無償で譲渡するということになっています。譲受人は、1人となっておりますが同居の方がおられて2人暮らしのようです。また、機械もトラクター、田植機、管理機と所有しておられまして、十分耕作農具を持っておられますし、それから譲渡人と受人はいとこの関係にあって、家も30mぐらい、隣接しておりますのでいろんな面で協力しておられるので耕作等に不安はないと思われまます。また、農地法第3条第2項に係る問題につきましても、指摘事項は何もございません。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号4でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望により、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆177㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく2番委員さんから説明をお願いします。

2番委員 議長。

議 長 はい、2番委員。

2番委員 これも8月6日に現地調査を行いました。この譲り受ける土地というのが、譲受人

の宅地に隣接している畑でありまして、譲受人は現在母親と2人暮らしで、あまり農業を活発にやれるという状態ではございませんが、自家用野菜を中心に生産をやっておられますし、一部販売用の野菜も手がけられているといったような状況です。僅かな畑でもありますし、今後維持していかれると思われます。これも農地法第3条第2項に全部該当しません。問題ないと思われます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号5でございます。

落合の譲渡人が、労力不足により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆1,646㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、29番推進委員さんから説明をお願いします。

29番推進委員 議長。

議長 はい、29番推進委員。

29番推進委員 29番推進委員です。

番号5につきまして、8月2日に現地確認及び調査を行いました。権利譲渡する事由の詳細ですが、譲渡人は高齢になり自宅近くの農地は耕作できていますが、移動距離のある農地を耕作してくれる人を探していました。譲受人につきまして、このたびそのことを知った譲受人は自分の農地にも近く便利の良い農地であることから売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人は農業を営んでおり、農機具もトラクター、田植機、管理機、草刈り機等を所有しており、申請地の取得後も必要な農作業に従事することを認めます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号6でございますが、久世の譲渡人が、耕作不便により、同じく久世の譲受人に、申請農地、畑1筆321㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、32番推進委員さんから説明をお願いします。

32番推進委員 議長。

議長 はい、32番推進委員。

32番推進委員 32番推進委員でございます。

番号6につきまして、8月3日に譲受人立会いの下、調査した結果の報告をします。権利移転する事由の詳細でございますが、当該農地は譲受人の自宅近くにあります。譲受人所有地に隣接しております。もともとは譲受人の先祖が所有していた農地とのことです。譲渡人の親族が耕作しておられましたが、年齢のためあまり管

理されなくなり荒れぎみになっていたもので、作れないなら譲ってほしいと話を譲受人が申し入れて譲渡の話がまとまったということです。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は自宅裏に家庭菜園を所有する程度の農作業を行っておりますが、きちんと管理されております。農機具は管理機、草刈り機を所有するだけですが、当該農地にはカキ、ウメの果樹等が植えられておりそれで十分管理できると思われれます。譲受人の墓地の前の土地でもあり、荒れ地にはしたくないということで十分管理されるものと思われれます。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議案書の2ページをお開きください。

番号7でございます。

市外の譲渡人が、農業廃止により、湯原の譲受人に、申請農地、田5筆1, 849㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、38番推進委員さんから説明をお願いします。

38番推進委員 議長。

議長 はい。

38番推進委員 私はちょっと吃音がありますので聞きにくいことがありますけどご了承願います。

議長 はい。

38番推進委員 7月28日に通知が行くところに郵送で届きまして、現地へ行ったところ、譲渡人の住所が広島県の関係ですぐ電話で聞きましたら、その日と次の日は[REDACTED]のほうにまだおると言われたんで早速連絡を取り合っ、そこに状況を聞きに行ったわけでありまして。この件につきましては、以前人を介してこの土地の処分についていろいろ相談しておりましたけれども、このたび売買で交渉がまとまりましたので現在に至ります。それで、これが決定したわけでありまして。8月2日、譲受人さんの父親のほうにまた出向きまして話を聞いたところ、この交渉がまとまったので同意して契約を結んでこの農業委員会に申請したということでありまして。それから、譲受人の耕作状況ですが、水稻、ブドウ、花等の栽培で、全くこれは専業農家に等しいぐらいの、非常に一生懸命農業をされております。農機具も全ての農機具を所有されておりますので問題ないと思っております。その他報告することはありません。よろしくお願います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号8でございますが、八束の譲渡人が、農業廃止により、同じく八束の譲受人に、申請農地、田1筆2, 999㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、42番推進委員さんから説明をお願いします。

します。

42番推進委員 はい。

議長 はい、42番推進委員。

42番推進委員 7月28日に譲受人の立会いの下に現地調査を行いました。譲渡人は長年にわたり申請地で稲作を行っていましたが、高齢により労力不足によりここ数年は自ら稲作することが困難なため、このたび売却の話がまとまり譲受人が申請地を取得するものです。譲受人は兼業農家であり、譲受人及び家族が主に農業に従事しており、現在田んぼを8.2反、畑を3.7反。もう現時点借りてやられとるみたいなので、そこを買上げするというところでこの話がまとまったとのこと。あとは必要な農作業は、今も現時点で農業をされているので問題ないと思われま。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号9について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号9でございます。

八束の譲渡人が、労力不足により、同じく八束の譲受人に、申請農地、田1筆1,113㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく42番推進委員さんから説明をお願いします。

42番推進委員 議長。

議長 はい、42番推進委員。

42番推進委員 これも同じく7月28日にお話を聞き、現地調査を行いました。こちらも長年作られてないみたいなので、稲作もこの人が現時点も借りてやられているやつを譲受人が申請したみたいです。譲受人はさっきと一緒に兼業農家であり、譲受人、家族が主に農業に従事しており、現在も同じで田んぼ8.2反と畑3.7反、全て農作業を行っており、必要な農作業に従事すると認められます。あとは問題ないと思われま。

以上です。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 質疑なしと認めま。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第43号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

それでは、番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 議案第43号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は3件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人（北房）は、現在の墓地が山間部の傾斜地にあり、高齢により墓参りや維持管理が困難になってきたことから、畑1筆20㎡を、墓地用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成等〇〇〇〇円。費用の内訳として、自己資金〇〇〇〇円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、7番委員さんから説明をお願いします。

7番委員 議長。

議 長 はい、7番委員。

7番委員 番号1番について、現地確認した報告をさせていただきます。

7月31日に申請人とその子供とともに行いました。転用しようとする事由の詳細は、事務局から説明があったとおりです。近隣の承諾は得ているということでありました。申請地の位置等ですけれども、申請地は申請人自宅の東側の道路を挟んだ畑の中にあります。周囲の状況ですけれども、東が道路、西が畑、南が道路、北が畑です。周辺農地への影響ですけれども、申請地は申請人の畑とそれから道路に囲まれているところにありますので、周辺農地への影響はないと思います。その他指摘事項はありません。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございます。

本件は5ページ、5条申請の議案第44号、番号1の関連土地となっております。

申請人（市外）は、現在の墓地が山間部の傾斜地にあり、高齢により墓参りや維持管理が困難になってきたことから、畑1筆20㎡を、墓地用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用

は、土地造成等■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、7番委員さんから説明をお願いいたします。

7番委員 議長。

議長 はい、7番委員。

7番委員 番号2番の現地確認について報告をします。

8月1日に、申請人は県外在住ですので申請人の母親とともに確認をしました。転用しようとする事由の詳細は、事務局の報告どおりでありますので。近隣の許可のほうは取ってありました。申請地の位置等ですけれども、申請人の自宅から北東に約550mほどのところにあり、道路と傾斜地に囲まれたところにあります。周囲の状況ですけれども、東が道路、西、畑、南が道路、北が道路畔というふうになっています。周辺農地への影響ですけれども、申請地は周囲を申請人の畑と道路に囲まれているということから農地への影響はないというふうに考えます。その他指摘事項はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございます。

申請人（落合）は、対象である農地が区画により高低差があり、まとめた耕作が不便なことから、申請地、畑4筆1, 188㎡を、かさ上げし、畑として利用するため、一時転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、■■■が行う公共工事発生残土を利用し■■■が施工するため■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書、農地改良工事完了後の作付計画書が添付されています。一時転用期間は、令和5年10月1日から令和8年3月31日までです。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、2番委員さんから説明をお願いいたします。

2番委員 議長。

議長 はい、2番委員。

2番委員 8月4日にこの申請人の長男の方と現地調査を行いました。当該地というのは事務局から説明がありましたとおり、4筆に分かれておりまして非常に大きな高低差を持っておる畑でございます。それで、埋立てによってこの高低差を解消して耕作の便を図るとというのが今回の一時転用の目的です。場所は、■■■■地区、県道落合建部線の南側に近接しておりまして、北側が墓地やその他雑多な耕作地があり、唯一農地と接しておるのは東側だけですが、この東側の農地の間につきましては埋め立てた際の境界から十分間を取るということで、隣接農地への影響を避けるような配

慮が考えられております。

以上、問題はないと思われます。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第43号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長

議長。

議 長

はい、事務局。

事務局次長

議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日も審議いただく案件は2件でございます。

5ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（北房）は、現在の墓地が山林部の傾斜地にあり、墓参りや維持管理が困難になってきたことから、申請地、畑1筆20㎡を、譲渡人（北房）から譲り受け、墓地用地にするため、転用申請するものです。申請地は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、7番委員さんから説明をお願いいたします。

7番委員

議長。

議 長

はい、7番委員。

7番委員

それでは、1番の現地確認についての報告をします。

8月1日に譲受人と譲渡人の母親とともに確認をいたしました。転用しようとする事由の詳細については事務局がおっしゃったことと、譲渡人が墓地の移設計画をし

ているということなので、その譲渡人の畑の一部のところを譲り受けて墓地用地として申請をしたということでもあります。近隣の許可は得ているということでもあります。申請地の位置ですけれども、申請人の自宅から北東に約600mのところであり、道路と傾斜地に囲まれたところにあります。周辺の状況ですけれども、東が道路、西、畑、南、道路、北、道路畔となっております。周辺農地への影響ですけれども、申請地は周囲を譲渡人の墓地と道路に囲まれているということから影響はないというふうに思われます。その他指摘事項はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 番号2でございます。

申請人、賃借人（勝山）は、 発注の簡易水道工事に伴い、資材置場と現場事務所の設置場所が必要となったことから、申請地、田3筆、合計360㎡を、賃借人（勝山）から借り受け、資材置場及び現場事務所として使用するため、一時転用申請するものです。申請地は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成 円、建物施設等 円。資金の内訳として、自己資金 円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。なお、工事完了後は元どおり農地に復旧する計画となっております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いします。

34番推進委員 議長、推進委員34番です。

議長 はい、34番推進委員。

34番推進委員 第5条の番号2について報告いたします。

現場確認を8月3日に賃借人と現地確認を実施しました。賃借人は市外に住まれており、今回都合により電話で確認をしました。転用しようとする事由の詳細ですが、賃借人は建設業をされており、近々水道工事を行うのに現場の近くに仮の事務所、資材置場の設置場所を探していたところ、今回の賃借人の農地を借りる話がまとまり申請するものです。工事期間は許可後から令和5年12月31日までの一時転用で、工事完了後は農地に復旧されます。申請地の位置は、国道181号線を 方面に向かい、 橋の交差点から約2キ口、美甘方面に進んだ 大橋の付近に位置します。周囲の状況ですが、東に駐車場、西に休耕田、南に駐車場、北に国道181号線があります。周辺農地への影響ですが、西に休耕田がありますが承諾を得ており問題はありません。また、トラック3台所有の方、駐車場の持ち主にも承諾をいただいております。その他の指摘事項もありませんので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。
よろしいですか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第44号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、
原案のとおり可決されました。
続きまして、日程5、議案第45号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用
集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 7ページをお開きください。

議案第45号、農用地利用集積計画の決定について。

このことにつきまして、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営
基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付しま
す。案といたしまして、令和5年8月10日付で公告の予定でございます。本日上
程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全18筆になり
ます。9ページの下段に記載の所有権移転につきましては、田6筆6,878㎡
は、所有者から農地中間管理機構へ移転するものでございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている
と考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第45号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第45号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決

定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第46号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第46号について、11ページをお開きください。

議案第46号、農用地利用集積計画の決定について。

本件は、一括方式となっております。農地中間管理機構であります岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手に対して転貸しによる利用権設定を同時に行うものです。案といたしまして、令和5年8月10日付で公告の予定でございます。内容につきましては議案書に記載のとおりでございます。田2筆3,456㎡、畑4筆3,765㎡が利用権設定されるもので、全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第46号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程7、報告第12号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 13ページをお開きください。

報告第12号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくをお願いします。

議 長 報告第12号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。

質問、意見等がないようですので、これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

よろしいですか。

＜「なし」の声＞

議 長 事務局から、何かありますか。

＜「なし」の声＞

議 長 それでは、これをもって総会を終わりたいというふうに思いますが、次回9月総会は9月11日月曜日の午前10時からですのでよろしくお願いいたします。

(午前10時50分 閉会)